



2019年2月22日

各位

会社名 北川工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北川 清登  
(コード：6896、名証第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 鈴木 浩一  
(TEL. 0587-34-3011)

### 株式併合及び定款の一部変更等に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2019年1月25日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更等に関するお知らせ」(以下「2019年1月25日付け当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、定款の一部変更及び別途積立金の取崩しに関する各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年2月22日から2019年3月21日まで整理銘柄に指定された後、2019年3月22日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2019年1月25日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率  
2019年3月27日(予定)をもって、2019年3月26日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式335,449株につき、1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
8,778,636株

④ 効力発生前における発行済株式総数  
8,778,662株

(注)当社は、2019年1月25日開催の取締役会において、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び別途積立金の取崩しに関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2019年3月26日付で自己株式4,300,863株を消却することを決議しており、本臨時株主総会において、いずれの議案も原案どおり承認可決されましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
26 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
104 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、日東工業株式会社（以下「日東工業」といいます。）及び株式会社キタガワ以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該株式について、当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 235 条第 2 項の準用する第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、日東工業に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当該端数に係る本株式併合前の当社株式の数の、日東工業が 2018 年 11 月 6 日から 2018 年 12 月 26 日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付価格と同額である 3,943 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 第 2 号議案（定款の一部変更の件）

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である 2019 年 3 月 27 日に当社株式の発行可能株式総数は 104 株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 26 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の変更予定日は、本株式併合の効力発生日である 2019 年 3 月 27 日です。当該定款の一部変更の内容等は、2019 年 1 月 25 日付け当社プレスリリースをご参照ください。

## 3. 第 3 号議案（剰余金の処分の件）

自己株式の消却に対応するために別途積立金のうち 7,000,000,000 円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものです。

## 4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2019 年 2 月 22 日
② 整理銘柄指定日	2019 年 2 月 22 日（予定）
③ 売買最終日	2019 年 3 月 20 日（予定）
④ 上場廃止日	2019 年 3 月 22 日（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2019 年 3 月 27 日（予定）

以 上